

写

21消安第1723号  
平成21年5月18日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について（その2）

日頃より家畜衛生対策の推進に御尽力賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、先般、メキシコ等における新型インフルエンザの発生に伴い、「養豚農場に対する飼養衛生管理の指導及び注意喚起について」（平成21年5月1日付け21消安第1118号消費・安全局動物衛生課長通知。「以下1日付通知」という。）により、養豚農場等に対する立入り制限等の飼養衛生管理の徹底の指導をお願いしたところです。

このような中、今般、我が国でも国内における新型インフルエンザの感染事例が確認されました。つきましては、本疾病のまん延防止に万全を期すため、1日付通知に加え、当面、下記の事項を関係者に徹底するよう指導をお願いします。

#### 記

- 1 豚への新型インフルエンザの感染を防止するため、農場の管理者は、インフルエンザ様疾患を呈している又は新型インフルエンザ発生国等へ渡航後間もない従業員や関係者（家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等）は農場へ立入らせないようにするとともに、ヒト、車両の立入等に関する記録を保持すること
- 2 農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、日頃より実施している手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退出場時の消毒を励行すること
- 3 獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある豚を診察する際には、マスク、手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の養豚農場を訪れる際には器具等の消毒、着衣の交換等感染拡大防止のための対策を講じること、また、訪問した農場に関する記録を保持すること